

主な改正点

【改正する要綱】

鎌ヶ谷市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（令和3年3月31日告示第30の5）

【主な改正点】

1 介護職員の処遇改善加算等の一本化（令和6年6月改正）

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、①「介護職員処遇改善加算」、②「介護職員等特定処遇改善加算」、③「介護職員等ベースアップ等支援加算」について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行いました。（令和7年3月31日までは5段階）

厚生労働省のホームページで、令和6年度改定における見直しの内容が動画付きで掲載されております。そちらをご覧ください。ご不明点は、厚生労働省相談窓口（電話番号：050—3733—0222）にお問い合わせください。

【訪問型サービス事業費】 【生活支援サービス費】 共通

介護職員等処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は削除）	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（1）から（5）※までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（1）から（5）までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

(令和7年3月31日までの間)	
介護職員等処遇改善加算 (V) ア	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) イ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) ウ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) エ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) オ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) カ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) キ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) ク	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) ケ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) コ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) サ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) シ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) ス	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) セ	(1) から (5) までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

※ (1) 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1 月につき)

(2) 1 月当たりの回数を定める場合 (1 回につき)

(3) 初回加算

(4) 生活機能向上連携加算

(5) 口腔連携強化加算

【通所型サービス事業費】

介護職員等処遇改善加算 (介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は削除)	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	(1) から (1 2) ※までにより算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数
(令和 7 年 3 月 3 1 日までの間)	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) ア	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) イ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) ウ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) エ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) オ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) カ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) キ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) ク	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) ケ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) コ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) サ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) シ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) ス	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) セ	(1) から (1 2) までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数

※ (1) 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1 月につき)

(2) 1 月当たりの回数を定める場合 (1 回につき)

- (3) 生活機能向上グループ活動加算
- (4) 若年性認知症利用者受入加算
- (5) 栄養アセスメント加算
- (6) 栄養改善加算
- (7) 口腔機能向上加算
- (8) 一体的サービス提供加算
- (9) サービス提供体制強化加算
- (10) 生活機能向上連携加算
- (11) 口腔・栄養スクリーニング加算
- (12) 科学的介護推進体制加算

【通所型サービスA事業費】

介護職員等処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は削除）	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（１）から（２）※までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
（令和7年3月31日までの間）	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）ア	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）イ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）ウ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）エ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）オ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）カ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）キ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）ク	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）ケ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）コ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）サ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）シ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）ス	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）セ	（１）から（２）までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

※（１）1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（２）1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

2 基本報酬の1月当たりの単位数の変更（令和6年10月改正）

（1）生活支援サービス費（訪問型サービスA）、通所型サービスA事業費の1月当たりの単位数の変更について

基本報酬について、令和6年度介護報酬改定に伴い、生活支援サービス費（訪問型サービスA）、通所型サービスA事業費の1月当たりの単位数を変更しました。

単位数が変わることにより、重要事項説明書を作成し、利用者へ説明及び同意をいただく必要がございます。令和6年10月から適用しますので、ご準備いただくようお願いいたします。

【生活支援サービス費】

種類	所定単位数
1週に1回程度の場合	1,058 単位（変更前 976 単位）
1週に2回程度の場合	2,114 単位（変更前 1,949 単位）
1週に2回を超える程度の場合	3,354 単位（変更前 3,093 単位）

【通所型サービスA事業費】

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

種類	所定単位数
事業対象者・要支援1	1,438 単位（変更前 1,337 単位）
事業対象者・要支援2	2,896 単位（変更前 2,742 単位）

(2) 生活支援サービス（訪問型サービスA）、通所型サービスAについて

生活支援サービス（訪問型サービスA）

訪問介護員や市認定ヘルパーが自宅に訪問し、調理、清掃、洗濯などの生活援助に特化したサービスを行います。

	従前相当訪問型サービス	生活支援サービス（訪問型サービスA）
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助
サービス提供者	介護福祉士等	介護福祉士等及び市が行う研修修了者（市認定ヘルパー）
市内事業所	指定事業所 18事業所（3/31現在）	指定事業所 2事業所（3/31現在） ・ぞうさん訪問介護ステーション ・シルバーハート訪問介護ステーション

通所型サービスA

デイサービスに通い、2時間程度の介護予防の体操やレクリエーションなどを行います。（入浴、食事はありません。）

	従前相当通所型サービス	通所型サービスA
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等
サービス提供者 （配置基準）	通所介護事業者の要資格従事者	資格要件なし
市内事業所	指定事業所 40事業所（3/31現在）	指定事業所 3事業所（3/31現在） ・ラパンミニデイサービス ・てごころリハビリデイサービス ・フィットネスリハこかげ

3 基本報酬の1回当たりの単位数の設定（令和6年10月改正）

基本報酬について、従来は1月当たりの単位数設定で報酬を1つの事業所が受け取る仕組みであったため、複数の事業所から同種のサービスを受けられない仕組みでしたが、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう、基本報酬の1回当たりの単位数の設定を行いました。

【訪問型サービス事業費】

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

種類	所定単位数
1週に1回程度の場合	1,176 単位
1週に2回程度の場合	2,349 単位
1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき） 新設

種類	所定単位数
標準的な内容の訪問型サービスである場合	287 単位
生活援助が中心である場合	
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位
（2）所要時間45分以上の場合	220 単位
短時間の身体介護が中心である場合	163 単位

・「標準的なサービス」とは、1回のサービスの中に、身体介護と生活援助を含めたサービス提供を行う場合選択します。また、身体介護のみで20分以上の場合も選択できます。

・「短時間の身体介護」とは、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって必要な短時間の身体介護を想定しています。訪問型サービスの内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できません。また、短時間の身体介護の提供時間は20分未満になります。それ以上の身体介護を必要とする場合、「標準的な内容の訪問型サービスである場合」を選択します。

【生活支援サービス費】

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

種類	所定単位数
1週に1回程度の場合	1,058 単位
1週に2回程度の場合	2,114 単位
1週に2回を超える程度の場合	3,354 単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき） 新設

種類	所定単位数
生活援助が中心である場合	
(1) 所要時間20分以上45分未満の場合	161 単位
(2) 所要時間45分以上の場合	198 単位

【通所型サービス事業費】

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

種類	所定単位数
事業対象者・要支援1	1,798 単位
事業対象者・要支援2	3,621 単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき） 新設

種類	所定単位数
事業対象者・要支援1	436 単位
事業対象者・要支援2	447 単位

【通所型サービスA事業費】

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

種類	所定単位数
事業対象者・要支援1	1,438 単位
事業対象者・要支援2	2,896 単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき） 新設

種類	所定単位数
事業対象者・要支援1	348 単位
事業対象者・要支援2	357 単位

【基本報酬の1回当たりの単位数の利用の仕方について】

(1) 1回当たりの単位数を使用するケースについて

基本はこれまで通り月毎の報酬単価を使用します。 回数毎の単位数を使用するのは、以下2パターンのみです。

- ① 従前相当サービスと従前相当以外のサービスを組み合わせて使用する場合（従前相当訪問型サービスと訪問型サービスAを組み合わせて使用する場合、従前相当通所型サービスと通所型サービスAを組み合わせて使用する場合）

組み合わせる場合、1つの事業所が両方のサービスを提供してよい。また複数の事業所が提供する場合、一方が従前相当サービス、もう一方が従前相当以外のサービスを提供してよい。

- ② 従前相当通所型サービス、通所型サービスAにおいて、要支援2の人が週1程度の利用で良いとケアプランで位置付けた場合

この場合のみ、従前相当サービスと従前相当サービス以外を組み合わせていなくても回数毎の単位数を使用します。

(2) 回数毎の単位数の利用上限、回数について

- ① 従前相当訪問型サービス
介護度に関わらず1月につき3,727単位の範囲で所定単位数を算定する。
- ② 訪問型サービスA
介護度に関わらず1月につき3,354単位の範囲で所定単位数を算定する。

従前相当訪問型サービスと訪問型サービスAを組み合わせて使用する場合、介護度に限らず、1利用者につき合計3,727単位の範囲で所定単位数を算定します。また、3,727単位を超えない場合でも、訪問型サービスAの利用で3,354単位を超えないよう注意してください。

NG例

従前相当訪問型サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合	287 単位×1 回=287 単位
訪問型サービスA	所要時間45分以上の場合	<u>198 単位×17 回=3,366 単位</u>
		合計 3,653 単位

この場合、両方のサービスの単位数合計は、上限の3,727単位を超えていませんが、訪問型サービスAが上限の3,354単位を超えているため、訪問型サービスAの1回分が算定できなくなります。

- ③ 従前相当通所型サービス
要支援1の方は4回、要支援2の方は8回を限度として所定単位数を算定する。事業対象者は原則4回までです。規則上8回まで利用可能ですが、5回以上利用したい場合は、事前に高齢者支援課にご相談ください。

④ 通所型サービスA

要支援1の方は4回、要支援2の方は8回を限度として所定単位数を算定する。事業対象者は原則4回までです。規則上8回まで利用可能ですが、5回以上利用したい場合は、事前に高齢者支援課にご相談ください。

従前相当通所型サービスと通所型サービスAを組み合わせて使用する場合は、要支援1の方は合計4回、要支援2の方は合計8回を限度として所定単位数を算定する。事業対象者は原則合計4回までです。規則上合計8回まで利用可能ですが、5回以上利用したい場合は、事前に高齢者支援課にご相談ください。

(3) 請求について

訪問型サービス及び通所型サービスについて、月毎の単価を使用している場合の請求はこれまでと変わりません。回数毎の単価を使用する場合は、予防給付の回数算定の場合同様、実績で請求します。（利用していないのに介護保険適用の請求はしないでください。）

また、従前相当サービスと従前相当以外のサービスを組み合わせて使用する場合は、利用回数に限らず、必ずどちらも回数毎の単価を使用します。どちらか片方でも月毎の単価を使用すると、もう一方の回数毎の単価の請求が通らなくなります。

(4) 加算について

訪問型サービス及び通所型サービスについて、月毎の単価を使用している場合はこれまでと変わりません。回数毎の単価を使用する場合も、月毎の請求の際同様各種加算をとって良い（月1の利用でもって良い）。

しかし、従前相当訪問型サービスと訪問型サービスAの口腔連携強化加算については、「1月に1回に限る」と国の基準で定められているため、同一月に2回算定することはできません。同一事業者が従前相当訪問型サービスと訪問型サービスAを提供する場合はどちらかで算定し、複数の事業所がそれぞれ従前相当訪問型サービスと訪問型サービスAを提供する場合は、どちらかの事業所しか算定できないため、ケアマネジャーに事前に相談し、調整してもらう必要があります。

(5) その他

単位数が変わることにより、重要事項説明書を作成し、利用者へ説明及び同意をいただく必要がございます。令和6年10月から適用しますので、ご準備いただくようお願いいたします。